

## お知らせ

河川におけるサケの採捕  
禁止について

特別に許可を受けた漁業関係者以外の方がサケを捕ることは、水産資源保護法及び青森県漁業調整規則により、全ての川で全面禁止になっています。

ルールに違反して一般の方がサケを捕ると法律及び規則により罰せられますので、ご注意願います。

## ◆問合せ先

水産課水産G

☎ 0175-27-2111  
(内線111)

むつ水産事務所水産課

☎ 0175-22-9732

## お知らせ

## 12月1日は世界エイズデー

《保健所ではエイズの相談・検査ができます》

HIV・エイズに関する正しい知識を得て、差別・偏見の解消につなげましょう。

エイズはHIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染することでおこる病気です。治療法の進歩により、HIV陽性者は感染の早期把握、治療の早期開始・継続によりエイズ発症を抑えることができます。

感染が心配な方は早めに検査を受けましょう！保健所では、匿名・無料で検査を受けることができます。専用電話による予約のほか、令和3年度からインターネットによる検査予約を受け付けています。また、御希望により、性器クラミジア感染症、梅毒の検査も同時に受けられます。

詳しくは電話又は青森県庁HP『相談・検査(青森県STOP AIDS)』

## ◆最寄りの保健所 むつ保健所

☎ 0175-31-1808

## ◆問合せ先

青森県健康福祉部保健衛生課

☎ 017-734-9284

申告の際の医療費控除に使用できますが、上記理由により確定申告の開始時期までにお届けできないため、お急ぎの方は領収書でご対応いただきますようお願いいたします。

## ②健康診査を受けましょう

後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、1年に1回無料で受けられる健康診査を実施しています。詳しくは、税務住民課国民健康保険Gまたは、健康福祉課までお問合せください。

## ◆問合せ先

税務住民課国民健康保険G

☎ 0175-27-2111

健康福祉課健康G

☎ 0175-28-5800

青森県後期高齢者医療広域連合

☎ 017-721-3821

## お知らせ

## 冬の交通安全県民運動

12月11日(土)から20日(月)まで冬の交通安全県民運動が実施されます。

冬道の安全運転の推進、飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶、高齢運転者等の交通事故防止、子供と高齢者をはじめとする歩行者の安全確保を重点に冬の交通安全運動が実施されます。

むつ地区交通安全協会は、地域から悲惨な事故をなくし、安全で住み良い街づくりのために様々な活動を行っています。この活動を支えているのは会員のみなさまの会費と協賛金です。

みなさまのご支援とご協力をお願いいたします。

◆会員会費 年間600円

◆協賛金 一口 5000円から

免許更新時及び平日に受付けております。(8:30~17:00)

## ◆受付・問合せ先

むつ警察署内 むつ地区交通安全協会

☎ 0175-23-6742

お知らせ  
募 集  
イベント情報

## お知らせ

マイナンバーカードを  
作ってみませんか？

本人確認資料にもなり、個人番号を使用する手続きの際など便利です。

※令和3年4月30日までにカードを申し込まれた方はマイナポイントの申込み対象となります。申込み期限が令和3年12月末までとなっておりますので、カード未受け取りの方はぜひお受け取りください。

## ◆問合せ先

税務住民課 住民G

☎ 0175-27-2111

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

(音声ガイダンスで案内)



## お知らせ

後期高齢者医療被保険者の  
みなさまへ

## ①医療費通知について

広域連合では、被保険者の皆さまに医療費に対する認識と理解を深めていただくことを目的に、年1回、1年分の医療費を記載した『医療費通知書』を送付しています。

対象となる期間は令和3年1月受診分から12月受診分ですが、受診した医療機関からの診療情報は、審査支払機関にて審査終了後に当広域連合へ情報提供されることから『医療費通知書』がお手元に届くのは令和4年2月末頃になります。

なお『医療費通知書』は、確定